

需給調整市場のΔkW上限価格について

2024年09月30日
電力需給調整力取引所

需給調整市場では週間取引に際し、募集量に対し応札量が少ないことにより徒に価格が高騰することを回避すべく上限価格を設定します。上限価格は三次調整力②の約定結果から求められる加重平均単価およびその約定価格の分散から求められる標準偏差(1σ)を基準とし、三次調整力①および二次調整力②は加重平均単価+1σ、二次調整力①、一次調整力、複合商品は加重平均単価+3σとなります。

公表年月日	初回約定処理年月日	適用開始年月日 ^{※1}	適用終了年月日 ^{※1※2}	上限価格 [円/ΔkW・30分] ^{※5}						計算諸元 [円/ΔkW・30分] ^{※6※7}		
				複合商品 ^{※3}	一次調整力 ^{※4}	二次調整力①	二次調整力②	三次調整力①	三次調整力②	三次調整力② 加重平均単価	三次調整力② 1σ相当	三次調整力② 3σ相当
2024年03月15日 (2024年09月30日 ^{※8})	2024年03月26日	2024年04月01日	2024年10月04日 当面の間 ^{※8}	19.51	19.51	19.51	7.21	7.21	上限無し	1.06	6.15	18.45
-	-	-	-									
-	-	-	-									
-	-	-	-									
-	-	-	-									
-	-	-	-									
-	-	-	-									
-	-	-	-									
-	-	-	-									
-	-	-	-									

- ※1 適用開始年月日、適用終了年月日は実需給日を示しており、応札や約定処理が行われる日ではありません。
- ※2 同一の上限価格を利用する期間は原則6ヶ月程度としておりましたが、第96回制度検討作業部会における審議結果にもとづき、現行の上限価格の適用を当面の間継続することとしています。
- ※3 複合商品に応札し、約定処理の結果として単独約定となった場合でも、複合商品の上限価格が適用されます。
- ※4 一次オフライン枠は一次調整力の上限価格が適用されます。
- ※5 需給調整市場システムでは応札価格が上限価格を超過してるか否かを判定しません。
- ※6 需給調整市場システムによって約定した原則6ヶ月分（現行の上限価格の算定においては2023年9月～2024年2月）の三次調整力②の初期約定を基準としています。
- ※7 約定結果に明らかな異常値を含む場合、または上限価格への影響が軽微なデータ欠落がある場合等、約定結果の一部を含まずに上限価格を算定することがあります。
- ※8 2024年09月19日：適用終了年月日を「2024年10月04日」から「未定」に変更 ⇒ 2024年09月30日：適用終了年月日を「未定」から「当面の間」に変更。

以上